

北栄町合併20周年町勢要覧作成業務評価要領

1 審査委員

委員長 副町長

委員 総務課長、企画財政課長、観光交流課長

2 評価基準

それぞれの審査委員が下記の評価の視点を元に、各評価項目を5段階で採点する。

審査委員の採点に基づき項目に応じて下記のとおり配点し(審査委員1人あたり100点満点)、審査委員の総合計得点(100点×4人=400点満点)で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価基準	配点	
企画提案書	コンセプト	提案内容のコンセプトは分かりやすく・共感できるものか。	20
	構成・レイアウト	コンセプトや仕様内容を体現し、分かりやすく読みやすい構成になっているか。 提案者のデザイン力や編集技術等を活かし、読者の目を引き付ける創意工夫がされた提案となっているか。	20
	具体性・現実性	提案内容を具体化するにあたっての取材や撮影方法には実現性があるか。	20
業務実績	過去3年間における、自治体要覧又は記念誌等の業務実績があるか。	20	
実施体制	作成のスケジュールや人員の体制は充分であるか。	10	
プレゼンテーション	熱意や制作意欲があり、論理的な構成か。	5	
見積価格	提案内容に対して価格帯は妥当であるか。	5	

(採点) 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通である

2点：不十分である 1点：全く不十分・問題がある

3 その他

- (1) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合計得点の高い最優秀提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (2) 総合計得点における満点の2分の1に満たない場合は、契約予定者から除外する場合がある。
- (3) 総合計得点と同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。